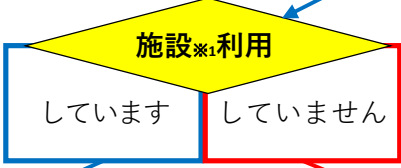
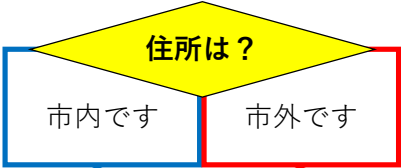


**令和4年度
寒河江市幼稚園及び届出保育施設等
保育料負担軽減補助金
申請フローチャート**

申請いただく児童について、利用施設および兄弟の有無、所得割課税額等により、補助額が異なります。本フローチャートを確認いただき、必要書類をダウンロードの上子育て推進課までご申請ください。

ここからスタート



※1「施設」とは
市内外問わず、
届出(認可外)保育施設
企業主導型保育施設
私立幼稚園の満3歳クラス

本補助金の対象ではありません



※2「第〇子」とは
申請児童について、生計を
一にする兄弟のうち上から
数えて何番目の児童か

本補助金の対象ではありません

97,000円以上^{※3}

本補助金の対象ではありません

※3「97,000円以上(未満)」とは
当該年度における申請児童の
父・母(主たる扶養義務者)
の市町村民税所得割課税額の
合計額から算出した額

本補助金の対象です

同時入所

本補助金の対象です。補助額は以下に記載のとおりとなります。

補助額①

- ひと月あたりの上限額：
実際に支払った保育料等の**全額**
(延長保育料等は含まない)

補助額②

- ひと月あたりの上限額：
実際に支払った保育料等の**半額**
(2分の1を乗じた額)

補助額①へ

補助額③

- ひと月あたりの上限額：42,000円
または、37,100円(37,000円)
※利用する施設、年齢により異なる。

- 【交付申請に必要な書類】**
- 交付申請書(様式第1号)・・・【R4.1.1時点で、寒河江市に住所がない場合、R4年度の課税証明書を添付】
 - 保育の必要性に係る申出書(様式第2号)・・・【申請児童の父・母(その他の養育者)の保育の必要性に係る書類を添付】
 - 在園証明書兼保育料受領(見込)証明書・・・【利用施設からの証明書(押印済)を添付】